

令和8年2月4日
福島県南会津地方振興局

令和8年度地域創生総合支援事業（サポート事業）募集のお知らせ

1 募集事業枠について

- (1) 一般枠
- (2) 市町村枠
- (3) 過疎・中山間地域活性化枠
 - ア 集落等活性化事業
 - イ 収益事業（スタートアップ支援事業）

2 補助対象事業等

別紙1「地域創生総合支援事業（サポート事業）概要（南会津地方振興局編）」及び別紙2「令和8年度地域創生総合支援事業（サポート事業）採択方針」をご確認ください。

3 募集期間及び提出書類等

（1）期間（予定）

令和8年2月4日（水）～2月18日（水）必着

※新規事業の応募にあたっては、必ず2月10日（火）までに、事業計画等について南会津地方振興局へ御相談ください。

（2）提出書類

	書類名	一般	集落活性	スタートアップ
ア	事業計画書（第1号様式の別紙1または第1号様式の別紙3）	◎	◎	◎
イ	収支予算書（第1号様式添付書類）	◎	◎	◎
ウ	事業の具体的な内容を説明した資料（企画書、事業実施要綱等）	○	○	○
エ	工作物等に係るものにあっては、事業施工位置図、完成予想図、平面図、事業費積算内訳書等、工事の概要及び金額の内訳が分かる資料	○	○	○
オ	機械、器具及び備品等にあっては見積書等、額の算定根拠となる資料	○	○	○
カ	委託料にあたっては、見積書等、額の算定根拠となる資料（2者以上から見積書を徴取すること）	○	○	○
キ	集落等と協定を結んだ協定団体・民間企業が事業を実施する場合は、集落等との協定書（参考様式）及び市町村からの推薦依頼書（第2号様式）			◎
ク	事業実施主体の規約、事業計画書、直近の収支予算書及び決算書	○	○	○
ケ	その他参考となる資料	○	○	○
コ	地域創生総合支援事業（サポート事業）チェックシート（別紙様式5）	◎	◎	◎

凡例 ◎必須書類 ○必要に応じて提出する書類

4 提出先

(1) 一般枠、市町村枠に応募する場合

〒967-0004
南会津町田島字根小屋甲 4277-1 南会津合同庁舎 2 階
福島県南会津地方振興局 企画商工部地域づくり・商工労政課
サポート事業担当
電話：0241-62-5207 FAX：0241-62-5209
メール：minamiaizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp

(2) 過疎・中山間地域活性化枠に応募する場合

お住まいの町村役場の担当窓口に御相談の上、応募してください。

町村・担当部署名	連絡先
下郷町総合政策課企画政策係	0241-69-1144
檜枝岐村総務課	0241-75-2500
只見町総務企画課	0241-82-5210
只見公民館	0241-82-2141
朝日公民館	0241-84-2111
明和公民館	0241-86-2111
南会津町総合政策課地域振興係	0241-62-6210
館岩総合支所振興課	0241-78-3330
伊南総合支所振興課	0241-76-7717
南郷総合支所振興課	0241-72-2900

5 一次審査（ヒアリング）の実施について

募集期間終了以降に、事業内容の詳細確認のため、一次審査（ヒアリング）を実施します。なお、日程の調節は別途案内いたします。

6 採択後及び事業終了後の対応について

- (1) 事業が採択された場合、事業実施状況を確認するため、事業期間中に職員による現地調査を行います。
- (2) 事業完了後、実績報告書により 1 年間の事業の成果について御報告いただきます。また、最大 3 年間のサポート事業による補助が終了した後、継続して事業が実施されているか検証するため、補助終了後 3 年間、追跡調査に御協力をいただきます。
- (3) 毎年度、サポート事業の成果発表会を開催しています。事例発表や資料の提供を依頼する場合がございますので、積極的に御協力いただくようお願いします。

7 その他

事業計画の作成にあたっては、多様性に配慮し、名称や内容等について差別的な表現や誤解を招く表現等を用いることのないよう、十分に注意願います。